

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑥)

施策目標	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部			作成責任者名	水資源政策課長 寺田 文彦			
施策目標の概要及び達成すべき目標	安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水資源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。							施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
22 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	69%	平成23年度	67%	67%	69%	71%	71%	約74%	平成28年度	<p>【指標の定義】 全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てるとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。</p> <p>目標値は、H19年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH28年度における値を推定している。</p>						
23 地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	95%	平成21年度	95%	92%	98%	調査中	調査中	100%	平成26年度	<p>【指標の定義】 地盤沈下防止等対策要綱の対象地域(濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部)における地下水の年間採取量を分母、地下水採取目標量を分子とし、各地域の面積を考慮した地下水採取目標量の達成割合とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域においては、濃尾平野及び筑後・佐賀平野は昭和60年4月、関東平野北部は平成3年11月の地盤沈下防止等対策関係閣僚会議で「地盤沈下防止等対策要綱」が策定された。</p> <p>要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取の年間目標量を定めており、平成22年3月の「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」でも地下水の年間採取量を達成又は遵守する目標として継続することが申し合わせられた。</p> <p>地下水採取目標量は、気候変動等の影響も見据え、継続的に遵守し採取量の抑制を図っていくべきものであり、年毎に採取量の実績を把握するとともに、水源の表流水への転換を促すなど、継続的に採取量の抑制が図られるよう施策を講じている。</p> <p>本指標は、要綱の対象地域ごとに定められている地下水採取の年間目標量(濃尾平野は2.7億m³、筑後・佐賀平野は0.09億m³、関東平野北部は4.8億m³)に対して採取量が目標値以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、各対象地域の面積を考慮して全体の達成割合を示したものである。</p> <p>平成21年度の実績値を初期値とし、目標年次の平成26年度における達成割合を100%とすることを旨とする。</p>						
24 貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合	58%	平成23年度	51%	54%	58%	63%	65%	約78%	平成28年度	<p>【指標の定義】 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画のうち、平成23年度末において進捗中の整備計画(30地域)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。</p> <p>このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。</p> <p>平成23年度末において進捗中の整備計画(30地域)に位置づけられた事業の完了割合(58%)を初期値とし、平成19年度から平成23年度まで5年間のトレンドから平成28年度の数値を推定して目標値としている。</p>						
関1 国際会議等において水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	22団体	平成23年度	-	-	22団体	30団体	40団体	81団体	平成28年度	<p>【指標の定義】 二国間会議、多数の国が参加する国際会議、ワークショップ、シンポジウム等の機会において、相手国の政府関係者へ水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業と団体の数(累積)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 気候変動や人口の増加等により世界的な渇水や水需給の逼迫が懸念され、今後の我が国への社会経済や国民生活にも大きな影響を与えるおそれがある。このため、我が国の水資源開発における施設整備と維持管理に関する高い技術、経験、知見等を活かし、積極的に世界の水資源問題の解決に貢献していく必要がある。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においては、日本の経験・技術をアジアの持続可能なエンジンとして活用し、水インフラの整備支援を官民あげて取り組むことが謳われている。また、こうした支援は相手国が必要とする技術等を的確に提供することにつながり、良好な国際関係の構築にも資するものである。</p> <p>これらを踏まえ、水に関する二国間会議やワークショップの開催、3年ごとに開催される世界水フォーラムでのパビリオンの設置等により、日本の企業や団体に水に関するプレゼンテーションや技術紹介の機会をより多く提供することを旨とする。これにより、アジアを中心とした相手国政府への理解を深め、水インフラ関連企業と団体の海外展開を支援しつつ、官民連携して世界的な水資源問題の解決に貢献していく。</p> <p>目標値は、これまでの二国間会議やワークショップ、世界水フォーラムでの実績と今後の実施予定を踏まえ、平成23年度から平成28年度までの間に、これらの機会において水に関するプレゼンテーション等を行う企業等の団体の数(累積値)とする。なお、本指標の実績値は年度毎に集計して累積値を公表していくこととするが、対象となる団体が1つの国際会議において複数回のプレゼンテーション等を行った場合でも1団体として取り扱う(当該団体が同一年度内に別の会議でプレゼンテーション等を行った場合には、それぞれ1団体として取り扱う)。</p>						

達成手段 (開始年度)	26年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			26年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)				
(1) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和49年度)	038	15 (15)	15 (12)	8	8	全国の一級河川沿川の地下水調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。 検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標値などの検証に活用していく。なお、地下水調査の結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。	23	— —
(2) 水資源開発事業(昭和37年度)	039	20,075 (13,324)	11,508 (11,482)	9,819	11,427	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。	22	— —
(3) 気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する調査経費(平成22年度)	040	21 (14)	19 (16)	11	0	気候変動の要因による水量・水質への影響を定量的に把握するため、利根川、筑後川、吉野川流域をモデルに、既存の気候変動予測結果等をもとに、気候変動による将来の深刻な渇水の再現及び影響の検証・評価を行い、気候変動の影響を踏まえた水運用、適応策の検討を行った。	22	— —
(4) 気候変動への適応策検討経費(平成26年度)	新26-007	—	—	—	13	気候変動による深刻な渇水の出現を予測するとともに、水資源への影響要因等を分析し、気候変動による水資源への影響を科学的に分析・検証し、気候変動が水資源に与える影響及びリスクの評価を行う。 降雨状況等を設定し、流域や地域の特性に応じた、渇水の進展に伴う影響項目とその状況を想定し、その想定を踏まえたタイムラインを作成する。被害や影響が最小となるよう、需要側、供給側の予防、対応、措置の検討を行う。対策は、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援など事前予防措置や応急対策が適切にとられるようにハード対策・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する。	22	— —
(5) 世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費(昭和60年度)	041	51 (45)	46 (41)	34	44	・世界の水問題解決や我が国の国際展開に向け、国際会議を通じた情報発信及び情報収集を行う。 ・アジアの水問題解決や我が国の国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける総合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行う。	関1	— —
(6) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和61年度)	042	22 (20)	31 (31)	31	31	地盤沈下防止等対策要綱に基づく施策を進める上で、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、毎年、要綱の実施状況の把握と地下水・地盤沈下データの収集・整理・分析を行うとともに、要綱に定められた地下水採取目標量や地盤沈下対策事業等の評価し、局所的な地盤沈下の継続や渇水時の短期的な地下水採取量の増大に伴う地盤沈下の発生を防止するため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進する。	23	— —
(7) 水源地域対策基本問題調査費(平成4年度)	043	6 (5)	5 (4)	8	8	国民生活の維持に必要な水の安定供給のための水源地域の保全是、国における基本的な施策であるが、ダム等の建設による水源地域の社会環境の変化に対して、水源地域対策特別措置法(以下、「水特法」という。)に基づく水源地域対策を適切に推進するとともに、水源地域の保全・活性化の活動を促すことを目的とする。 本事業は、水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、地域の活性化等の活動の手法を調査し、水源地域への適用性について検討する。 また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図るとともに、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。	24	— —
(8) 水資源の現状把握等に要する経費(昭和50年度)	044	27 (19)	24 (17)	24	24	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。 調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。	22	— —
(9) 広域的な水循環健全化推進調査経費(平成13年度)	045	10 (9)	9 (8)	9	0	総合的な水資源管理の考え方をもとに低炭素・省エネルギーの観点の取組みを導入した場合における、CO2排出量の削減効果やエネルギー使用量の低減効果について、モデル流域において試算を行った。	22	— —
(10) 水循環可視化システムの活用等による多様な水源確保の検討調査経費(平成25年度)	047	—	—	27	26	水循環可視化モデルを構築・活用することにより、地表水・地下水の挙動を一体として評価するとともに、地方公共団体等における水循環の健全化に資することを目的とする。 標準的な水循環可視化モデルを構築し、地方公共団体や水供給者関係等に普及させることにより、例えば、渇水リスクの進行に伴う水循環の変動を把握・可視化を行い、利水者間等の円滑な情報共有を通じた多様な水源確保等の各種施策の効果的な実施を支援する。	22	— —

(11) 水資源に関わる中長期計画 (ウォータープラン)改定に向けた調査経費 (平成25年度)	048	-	-	10	10	「幅を持った社会システム」の構築を基本とした新たな水資源に関する中長期計画の策定に向け、今後の全国及び地方の水資源に関する中長期計画の考え方及び具体的施策の調査検討を行う。	22	-
(12) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費 (平成12年度)	046	11	11	18	18	雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震等が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。 また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行う。	22	-
施策の予算額・執行額		15,335 (13,128)	17,338 (11,478)	15,006	11,609	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	【閣議決定】 水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成14年2月15日)、筑後川水系(平成17年4月15日))、地盤沈下防止等対策要綱(濃尾平野及び筑後・佐賀平野(昭和60年4月26日)、関東平野北部(平成3年11月29日))、日本再興戦略(平成26年6月24日)	